武器要說

775
150

門 僧 4
編 775
藏 139

東山中富先生閲

武具要說

此書命名雖主于戎器而其首篇實是今時士人之砥鍼若能類而推之則於所以事君立身之道思過半矣今茲甲寅請官上梓公之于世四方君子願賜乎覽

博文堂中西安載謹識

奥平藩藏書
直禮家學問所

武具要說序

兵者王官之武備也開國兼家亦於焉況欲塞亂賊之謄者先設此故尹子者經文繕武以爲國之輔矣自古世之言兵者數有十家眞者鮮而僞者夠其翰鈐之誌繹々出沅乎不可適尋以其人眞而其文眞歟文不足以宣人而人足以宣文也明矣今粤眉者甲陽之柔弼香阪霸臺光醒之處錄而言簡而不煩縹樂而不論眞至眞尽矣余藏櫝日居月諸邈焉書鋪博文堂來請以曠心而乞序此卷雖羅縕盡孫呉翰畧之大旨以撰著一技巧之利用顯而跡武具要說者乎爲士者于尤右熟讀而心甲尹機山之心則有成利而無敗鈍也仍點毫以輔謄焉云爾

寛政六甲寅正月

阿波中富東岑逕叙

武具要説 乾

甲冑武道具古今沿革の説は一國一郡を守る者
いふ迄人心育ふよりくさ〻思ひ出せ
き件〻ふ記意有るものを老功の者に從ふ
勿論の事一切の記録沈失せし故
筆ふ切紙〻〻如何一人今大小〻〻七ツ八ツより十二三
きぐふ大名のみるべきに大名の武藏法度
きうきく育たる武士七ツ八ツより十二
三〻〻剛の者武勇の働を録せる
事なく〻〻年〻〻忘れて出て

大正二年一月寄贈
中村楢雄氏

人のちゝ十二三のとき父に[illegible]に[illegible]
生の名ゆゑ[illegible]公水の川[illegible]川のれば海の小
小[illegible]人の智恵と若輩の時軍[illegible]事を[illegible]
年の[illegible]潮に廣大なる事計りなし
事成り人なく廣大なる恵と善人也恵事と[illegible]
心ゞ廣大に加もて恵人の[illegible]大和
[illegible]内の者に持ち良将なる恵き内の者成
持ち恵れ[illegible]若輩の若恵ひつくも
[illegible]十四の年より後[illegible]
[illegible]年[illegible]武[illegible]人

勝る者は若の御仕ふ年を仕習さべきなり
御を家紋[illegible]史を我らの[illegible]年[illegible]
[illegible]者を[illegible]武道場数功老功
[illegible]十七人[illegible]
出屋敷遍歴 原集人仕 小山内孫市[illegible]
[illegible]と仕[illegible]
一若き時[illegible]
の類を武道のたゝかふ[illegible]
存しかゝる[illegible]
[illegible]

事尤も有べし

一 撃剣を仕兵書の一巻とし御家中肝要に心得
べき人の心を思ひ慰て自の法を仕事に成て
ハ師匠の仕武芸いやしにおよばず一切の功者と成べ

一 武芸の際ち鳥渡をかゝるけんかに仕るべきなり
也ものゝ山ハ中ふ及ばざる者の刀の柄の拵を拵
後の拵ハ拵ら拵へ共心入異非ハ及ばざる
古人の云ふ事くるの堪乱者の
云ふ聖程月ハ何ぞ好事の者ハ人の
もてまきれること成ぬ

いハ化事と云ふ浅く為せざる故武芸の心ハ不仕
武芸のいとけ為ハ武芸ばかりの事ハ
為て能ハ仕ばいやるべき様ハ
好ぬ事なれば ほどなく癖ハ功者の武芸の仕ハ
あハぬると云ふ大ふくの未熟者ハ
未ふ為ハ為ず非と打笑ふ武術学せんと
思ふ為武芸の者の中ふ事を
ばかり常ハ心ばけ事ハ
仕ふ為ハ為ふ仕ハ
ちきふ仕事ふ仕事ふ

一 鞠茶の湯連歌などと一種の遊仕成長ずるなり
人を寄琴琴の二所中の士の作法ふるく古来の老
若にしたがひ其の時代に用ふる所の連歌茶
の湯を教ふる者共人を教ふる者共人数多
ハ三生長りて相応働ふ仕れん
一 生まつき愚にして人数に若き者の働仕る士の生涯
ひきくして芸術力弱き心不届なるもの
ひとりくて仕事働ふ仕成者とさのこと
ひるさ生涯の長ふ為まに智と弱し自分ひき軍出
夏ふ士ひとり雑色二千の士大将いかゆ多の人ふと

御くのふ訪ふ人数ふる弟一常の者
まれ千ふ和ふ千夫技ふ
知と仕事に闇またり智ふ
百二万の人数に技ふ大将出陣の時
生活ふ人数ふる時ふ百六百の人数下知ふる士
武人ふ二人ふ踏ふ武ふ考訪を実伏ふ伏して
下知すまで人数ふるまるふ古来ふ士大将ふ
松の時生涯弱ふまでいに為ふ働事ふ長ふ
働ふ取ふ知ふ松ふ人ふ松ふ又下知ふ仕て長ふ
生涯智ふ為ふ働事の部

大将の時分討死仕る士大将討死仕る人数
一隊部下を指ふくに成ふくに成ふ軍法斗仕る
者い欲張仕る退欲の強く成ふくに成ふ用ひ
り成ふこと軍小者いぬ者のから文士伏勢討
おどろかるるとき大将の方へ行ふ大将
分かくに力の人はあるべずしかるに丈い訪ふる事に成た
とて暮を待ち和泰と指ふ人家有る名
人の上ふ事に事に軍に良大将に自先人家を義
ら時中を武ふ勢ふ和朝の命丸に成ふ原
ふるきまいふ人家と成ぞん意ふ時の為ふ

見家ふ成ふ成ふせざるふ人家の用ふ人家
さねいえふ恪意ふ大将いたく陣に飽ふ
しやさふの士ふ仕付ふ成ふ成ふ
事に成ふ弱き仕付ふ事に成ふ
遠ふと成ふ遠者と仕ふ川に成ふ
持ふ猪程と考ふ射ふ成ふ時武備ふ成ふ
法に成ふ成ふと仕ふ

一学文と仕ふ其國を家の用ふ成ふ家重
代思ふ仕ふ中ふの大内殿のふに古代を成ふ
義澄殿書籍ふ成ふ何事ふ不関七書ふ

○にわくミらるれバ大内殿の老臣と契りお相は皆ころされる陶斗ム

文に耽りて良将を退け傍臣を愛し大内の
家は終に陶の為に皆滅されたり貴
きものは大内とさへ芸に流れ文にのみ耽り軍を怠り
て武を好まず法に入りたるは大将なれば其家老士
大内の用ゐる事なかりき故の士は計略をめぐらし家の滅亡を
恐れて其下に従ひたる者は有まじく学文よ
りも武事は学文は滅亡の元に成る事其後大内
家の大身は相良遠江守陶尾張守也是ら二人不和にして
たちまち義隆の前にて争ひしより陶を討ん事をせしより
陶大寧寺にて義隆と共に滅びける義隆兼て其の

謀も不出合其身の因者を知て其方二十余人
少く落失して陶追かけ是は益に身を延引て逃入
自害せしかし日比の栖とする戦場にて家士皆
時の運に軍は負けし義隆殿の身に悪き事を
深く隠して武辺に知れる者を智略の士を不
用に下し属遊の士まていひ出る事を信じける

一 学文はせぬに劣りて漸く
金銀米銭を糺し他事にこそ心を尽し分限相応に遣ひ
病気の時は士を以て文武に心を尽し大衣類食物に至る迄金銀を費し
志を引て不断の未練の士を武家に於て飽の

[illegible]人多く悪くなり[illegible]女房[illegible]集へ沙汰
の混乱[illegible]百姓耕作の道不[illegible]治令ふ
乃ち所人夢寐の[illegible]利潤[illegible]士武[illegible]
きど志倉の道と考ふ事[illegible]武
其の外公銀と費と不足人言[illegible]者老者[illegible]不[illegible]
自働[illegible]臆病人[illegible]

一 若き士の者ハ[illegible]遠者[illegible]
[illegible]用[illegible]武[illegible]
[illegible]敷と[illegible]不思遠者ハ[illegible]川ハ
[illegible]男[illegible]

戦場の働し若ふ[illegible]武家の[illegible]小者将棋
物[illegible]

[illegible]

右の條[illegible]十五十七人の[illegible]士大[illegible]
[illegible]ハ[illegible]
[illegible]武道心鑑[illegible]若き士の[illegible]
[illegible]士[illegible]
[illegible]者[illegible]
[illegible]土屋[illegible]
[illegible]書[illegible]
[illegible]戦[illegible]
[illegible]

不の法華経の中に説かるる三世の諸仏
と云ふは何なる人なるぞ武田家の老人衆
三万人六千の間かく勝まする御三年御づかひ申六十
老功の者共ばかりなる中に
興言の者ともなる中なれば
人々に法門を語らるる時
なれば

要説

天文年中十月八日武田信玄小幡山城守原美濃守
横田備中守多田淡路守宿部弾正
内藤修理亮山本勘助五人を召寄さまして
仰せ付けさせ給ひ作りさせ給ひ
しかの武
田家善悪の分ちなく
用ひ給ひ
思召さるる若き老人他方の使用
なりなる歌をも
なく法度なる法遵なる
悪く格用ひ
なりなる者の
なる法
なる者の
なる不審
なる道理を
なる法
なる法
なる信玄

[illegible]

目録

馬之事
鎧之事 兜 面頬 下蓋 手臑 沓之事
刀之事
刀柄之事
鍔之事
鎗之事
弓之事
鉄炮之事

馬之事

股掛之事
脇掛柄之事
目釘之事
長刀之事
矢之事

一横田傳中吉中分大長刀一名悪紙と云右之其子
細は才一歌の中ふく[illegible]時大馬は京下向ふく[illegible]
友[illegible]に是く名人の何年[illegible]と問[illegible]
合ざる茶の[illegible]歌の中に[illegible]馬より小勝
負と仕なのるに京御[illegible]
馬は[illegible]など仕る時[illegible]
[illegible]と[illegible]馬の氣のむきたる方[illegible]
[illegible]は其[illegible]
中[illegible]茶も侵くらの[illegible]は京[illegible]
[illegible]京場さ[illegible]

[illegible]時[illegible]入[illegible]歌合仕[illegible]
京[illegible]
[illegible]歌[illegible]寸[illegible]
仕[illegible]
[illegible]馬の組[illegible]は先勝の[illegible]
の[illegible]寸の[illegible]
[illegible]寸の[illegible]
京[illegible]
の[illegible]
[illegible]軍馬は大[illegible]

一小幡城中より横田備中守尤も勇者ハ小田切
[illegible]人の好と屋敷ハ[illegible]不住[illegible]
大[illegible]ハ[illegible]ハ大[illegible]と好[illegible]
一原中濃守中より右の[illegible]不尤[illegible]切切信玄[illegible]方と御
[illegible]付右[illegible]長谷倉熊[illegible]若[illegible]の守に
[illegible]書[illegible]信玄[illegible]の小[illegible]忠[illegible]忠[illegible]と切[illegible]
[illegible]長谷倉[illegible]の若[illegible]信[illegible]
[illegible]私[illegible]ハ[illegible]の[illegible]
[illegible]と[illegible]信[illegible]と[illegible]切[illegible]
[illegible]ハ[illegible]

に[illegible]仕[illegible]事[illegible]ハ[illegible]大[illegible]
利[illegible]

一[illegible]右の[illegible]
[illegible]戦場[illegible]大[illegible]の[illegible]
[illegible]曲[illegible]
[illegible]大[illegible]中[illegible]人[illegible]
[illegible]中[illegible]氣[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

二寸二寸乃ハ小ゟ二寸ゟ大分の中を純碎一寸ゟ如ま
ちなくい

一 山中都助中ゟ何まこの中ゟ乞に百ゟ不ハ味ハ旬ハ不ハう
出ゟ馬ハ穿鑿仕来候ハ元年ゟ今川義元の古家中へ
ゟ被ゟ馬ハ穿鑿仕来候ハ元年ゟ俗説年ゟ脇ハ百の爾を切ゟハ不
味ハ旬ハ上ハ百の足ゟ乞と好ゟ百と求ゟ脇ハ脇爾を
切ゟ小麦ゟ百ゟ前後ゟ紀ゟ言あゟきハ武元時義元
の出ハ三浦奮ゟ者ゟ武人ゟ相問ゟ内家之奉ゟ中
者ゟ天地の清ゟ小ゟけんゟ武仕内家ハ百宗十騎半ハ
沙彼ゟ中中の教ハ古ゟ三浦ハ百宗八十騎ハ

足ハ百ハ三四中ハ切ゟけハ百内家川と川紙ハ百ゟ
浦ハ茶ゟ彼ゟ宗二年跡川ゟ歩人ゟ百内家ゟ
ゟと合ゟ例の爾切百ハ川中ハ馬ハ押流ゟ事ハ
内家宗彼ゟ百宗足ハ百ハ中ハ人ゟ中ハ百の爾切百爾
ゟ云ハ内断ハ彼爾切百水と浮ゟ馬と不紙大分
木馬内紙ゟ爾一ハ中ハ帯ハ坂宗川後ゟ流の爾ハ
ゟ流川ゟ越ゟ坂と足ハ宗上宗ゟ一ハ年
爾ゟの爾ゟ出ゟ百ハ味ゟ一ハ
ハの中ハ

鎧ゟ年一兵具足下蓋ゟ脇当の変

一宋朝にて茶を人この皮にて色こくなれば其忍の皮にて
ちりめんにて袋に入れ湯にて
茶の風味を以て挑頭かごの如く針にて細く編て
鑑に桶皮仏桶かどのごとくに成るを
是を下に置て仏へたてまつる好古庵に蓋を腰掛を其忍の
皮にて作るなり

一原美濃ちりう山中不知庵の莊清庵の時分の茶筅
の湯にて胴の筒と讃岐に成る
時茶に入て合病と茶に茶筅の
胴の故に湯を注ぎけれ湯なまりかなまり来る前也

なり清水に拙へ入れ一年なれば
如此なりけれ茶筅一年に用ゆ具足下山中にて作ぶ
今は冬宝に焼しるし地忠なる如
て作る所の竹を以て今味をしまずくに悪
敷故に湯に浸ぬ也て湯に浸る
ふ拵ひ好に一大事一三の仕ハ定書なり作の不ふくに
て也 竹に如ものの中にて作るに足のうへ少くと所付
中に入て御ふ拵ふくに作るに鞋のふかを以ふ段々
茶筅かどと踏数たるに好に作る本件柳美矢根なり
に踏ふ入に踏かにふと叩ける時痛まざるなり

行事ものもの

刀之事

一小幡山城守中ごろハ長き短きまたハ直と鞭ハ矛一
ものの内ごろ切ごろ切ごろ切ごろ切ごろ切ごろ切ごろ切ごろ切ごろ切ごろ切ごろ
もとハ信濃の業のこと也短きもの長氏家
信加海原ごろ海人仕候ハ一人ハ三人ハ師の刀と持ち
二人ハ守の刀と持ち二人ハ仕候ハ三人刀ごろ仕候
也刀と持ちる脇ハ一を刀と切ハせ短刀と持ちる
脇し後今ハ時ハ切合ハ二人切合ハ二人切合ハ組打ハ徒ら
ごろ仕候ハ弐ハ十ものもの長ハ仕候

中ごろ長短の信濃三ごろ古来をまごろ二尺
五寸ごろ二尺ハ也きごろ短きも
不ふもの也

刀之事

武具要說　坤

刀之事

一原美濃守ハ指料ハ統領ハ小くも紙ハ短きを利
なること三尺位の刀自由に振者度こと合拵可申人を
格別初ての者なぐハ之法を用ひ上ハ振仕習の事ハ有
まじきい我人槍場ハ変化新宝人切死者多ことを仕
いにも二度三度ぐ乱せきこと平生のくらハ変を掛ハく
出来ハ一度もよろ合如其ハ敵合と仕ハ乱上ろ目ろ
ぐいな切之口ろ遠ハ如行ハく打ち刀ハ刀の見ろ
ろこと打ハく拵負ちと育打ハ仕ハ左兵法とよく

生いく度こそ会なるハ六年部仏のごとく見て金棒た
るべし 其後に云法秘伝 其後に云法秘伝
武人なすの口つをいく戦場に掛る早度よ所ろ
会ハ不見と云なる伐古法ハ小田弟子元中小中
村兵原子 景流の云法ハ 傍業ハ ハ欠 法
と進ける 抜流 切抜ハ 流石の云法者小ハ法ハ
工業肘小刀をすけハ不調法ハ 度こそ会なる志
志ハすけらまこいとよく見付子度ふ例ハふ例さ
すハ統ハるき切ハくハ見ハ兵法ハ不存ハ も云こと会
世ふハくこ不中ハ抜ハの統ハ甲の中甲

なるハ小力ハくハ相ハ形ハ祖ハ破ハ切ハくハ古度
一 多田法治子ハふハハ中ハ深ハくハ抜手ハ切ハ
激ハくハ宣ハ力ハ弱ハくハ強ハ力ハ悪ハくハ
大男の強力不好ハ小男の長力ハ不好ハ手ハ云我
手合ハくハ古ハ刀のハくハ切ハくハ抜ハ形ハ今年切
世ハ中ハ不切ハ抜ハくハ切ハ身ハ田ハ力ハ世ハ廣ハ
横ハ市ハ人ハ道ハ上ハ上ハ石ハ大ハ地ハ力ハ悪ハ
切ハくハ色ハめハ名ハ会ハ石ハ不存ハ大ハ地ハ力ハ悪ハ
一 横田伝中子ハふハ長ハ力ハ大ハ分ハ度ハ会ハ 強ハ
切ハ上ハ下ハふハ切ハ切ハ上ハ切ハ 朱ハ上ハ欲ハ切ハ

拍子は流儀は美濃守申しごとく魂の名を盲打と仕候
切下ゲは土を切也拍子は流儀は物ずとに合ふる太刀
ぎう太刀のかけりはふくは流儀は土を切也腰切たる者を摂州なる
者が切るは何の生死もなき事にて平賀成向と信虎と
の古合戦の如く目の間程の合戦にありてハもはや拍子も無
切之ハかりなりしかれども昔は判官吉地山本忠信ら太
刀と鵬なりし寸延よりハ太刀に是して悪かるべし云々
二尺八寸の太刀を鵬なりしたるときはすぐ相口も柄も
二人ら人ハとてもふとは抜きずしてふすさへ位は長かつた
らなる長い刀を志くハ事としる

一 宗和卸脇中ら宜添口論又ハ撲打の仕掛なるもせき刀は
抜立短内は短刀を平留は仕伏の利を得る太刀を短き
と好ミ申候又短刀持たる者も又長刀すく強力の者が打倒
などもく備たる者ハも長を好み申候塚原卜伝ハ人この
たけふより抜抱鞆の上小の鐔の鍔て刀を
及ハ抱え小男がせき刀ハよく働たる例は流儀は尤卜伝
も鍛備の古合まは仕方は仕掛を仕勝たる云法乃
名人ハくは流儀人ハあく短半ハ申ましく候得
人の運はよかれど長短の流儀は及び申さず山城守申
すくず寸手増し申時長きに利有して小男

又ハ狭ニ障なく抜かぬるといへハ長き刀を抜には三尺
の刀が自由に抜けて弐尺七八寸の刀を指て抜は卜伝
日蒲生飛騨へ弟子に三尺程の刀を指て屏風の際を通り
かゝりに治より抜身の刀を収て法を出て柄を懸けにと卜伝
飛上りて鍔指を抜相手を仕留候由法より
刀抜かゝる拙にも法より是は抑何にも有けるへしは刀を抜ても
くるく利あるへからず小刀斗にて仕とゝ至らぬ事としてゝ卜伝
と切らむとありし時希に藤合間へ合せしに法法へは卜
伝と聞ふく木刀ありの法ゆひに負てく蒲生殿の下に
知らがたき由眼にく法をさせし由也

一 原美濃守申すに鍔指は刀にて働き難き所を働く故ハ
なとして七尺の内にて足をもちひ掛を懐中に仕着も有といへとも
一 身合ある事は際ねに刀鍔指を身に立ち拵不覚人
が人に手を見せては後懐中の手すかを以て敵を仕留
事にてはなしよくならず手すかに指す
其のわけをいへは人と手籠に仕事成まじくは不覚刀抜指
の吟味可有なり

一 多田淡路守申すに膝を組かれ又細き柄の中ほと刀の抜
かしかね不似鍔指になくては不叶鍔指の寸
一尺八七寸もあり関も与ぎ有中に紀とも三尺か刀と

切れ[illegible]人に立会の番頭[illegible]に法[illegible]度刀の物打[illegible]切
[illegible]物打[illegible]に法度[illegible]切[illegible]の刀[illegible]手[illegible]刀中[illegible]刀
[illegible]寸[illegible]寸の[illegible]切[illegible]
[illegible]寸[illegible]
[illegible]の[illegible]人[illegible]
[illegible]由[illegible]
[illegible]切[illegible]人[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]刀[illegible]

[illegible]切[illegible]者[illegible]家[illegible]
[illegible]刀の切[illegible]
[illegible]遠[illegible]刀[illegible]様[illegible]
[illegible]
[illegible]刀の[illegible]
[illegible]刀の[illegible]
[illegible]刀[illegible]
[illegible]
[illegible]寸[illegible]
[illegible]

一 小幡山城守[illegible]
[illegible]奥[illegible]流の兵法者大田和源内と申者[illegible]子

あまり取揃へ仕立大田和せんハ一尺八寸の脇指と三尺余の刀と
おおくなりしゆへ流しが清水く切尾着きこしを彼大
田和が余く走る寸の脇指かく仕く相方ハ三尺余の
刀かく出しいさく家の内かくおそよ流相当処
出る刀取戸に切出たる所を何の具もなく仕留にて壇大
田和弟子兄弟仕ハ直に家来人小刀余刀ハ脇指
小く切合はゝしもおもハ三尺余の刀かく持たる相手と仕大田和
家代切かゝり大田和か脇指に相手の刀が当りせんハ大田和
切てより仕まいに諸角四方塚よりき合わせとしあれ
大田和が流石賎しからぬ手に合ざれゆへ安せんさく

自分年がせんハ三尺八寸の刀と走る八分寸の脇指とハ脇指
一二寸たき出たり行年は仕取尺八分と同寸なし家
流しく尺八寸が家代自分せん三尺の刀と相当して相手
の刀の内か当りしい合しましく後は兼井の如くさし抑
も定めりし小く持ちし早出りし手に付か出しし
我家まさ家く持しせんハ大田和流しく清水にて後不
自分ハ脇指をしく仕年かなき身無事にて仕合切り之
一家の此とり用し年に御年がれし小侍早きの事
いふ所をいしよく今氏なあるしく
いるかも持か分りすゝも持

一 よしなきさしいれの事に候得ども近くいふなくして一品家の
器之打方右方はよく〳〵の吟味肝要に不及候へ
亡身沙汰し事候を者不見候者不侍ちは引候へ
四寸の刀を抱へ候　答ふるの時なるハ頓著の答とも
先悔し候ハ叶ひたるてもかゝる尺の刀など往還ハ第一なし
とかく利し候ハ龍の庵をも当る絵さ柄かく法度候
一かゝく大切なるべし

一 刀之柄之事

一 横田備中守殿ハ綾をはじめ七寸より内の柄ハ悪く候
長きよりも七八寸より上の柄も悪く長く法り候

柄先とおなしく打合さず抱きかへ柄元よりは柄先をなして打合
歯ぶしも弱き抱き柄ハ手元を定めて候出様の文
結さ柄を定め柄先を放して同じく拵ふかく振
ただ右の手合せかへしすきまへハいかにも刀かくしも延べ
歯もとも悪敷とかく定まらず候ハゞ者が柄此
一尺よりもあけく振り候とかく歯りもよき所
どしやう刀なりかへしたる其にて柄の延べして歯が
抜きハ心得てもハ刀ハ延び延ばして
法度ハ柄もあまりて綾き刀も同然にて長き所の度法
なく柄も長くて廿一寸の分下着の付あとも物なくき

物好之法度

一　原覚悟より柄の太さハ見く縁頭ともによく法度
ごしらへに遠ざかる者が強く脇ざし中ハ突くぐなる事なくハ
其心得太刀の柄とはくまゝ身をよく切ならるゝ時は巻く
かくれなき茂善まじりは拵へ柄並崎法令鉄の時ゟ刀とは
身を補ひしきたるハ細き柄より拵の外手の内せき法なる
よく拵へより抜き丈夫にしてぐらつかぬ様手より先一向
たやすく拵へ法度柄かし細目に法度き鮫をかけ
おのづから手の内よく力微塵に摺上ヶ握りかく法度
一　小脇差より先きの外のかふ丸巻白くよく候たる鮫黒

一　くふうたる鮫ハよろしく法度ハ荒鮫のまゝに用く裏ざさの
ごく遠ざかるがよく法度
一　山中勤めより布の外より不残に柄ハ革なく巻たるハ
能法度なくは手取ハ血すべりたる時拭ハ手のうちよろしき
拘よく法度

脇指ノ柄之事

一　東美濃より刀の柄と吟味同然たるべきもの人のより深く
身の拘ともいふ一束汁ハはさ法度ハ是ハ不断法度ハ
強き力なく偏手打に時にも様しし鉄ハ構ふて
其法度偃痩たる時を両手かくまへ働きにはいらぬ短き

偏指くも一来二仕の[illegible]仕ある[illegible]く二戸小腰。柄成
二来のくらすは三寸の腰ハ腰ト指が一尺四寸の腰指と片手
小指くに成る三尺の口を[illegible]ふく打ふを腰指ハ[illegible]
松ハる事ハ腰ハ人妻指くも生ハ腰ハ用ゑ立ゑ[illegible]
ト指ハ[illegible]者ハ打ハ江世腰指と打ハ一不泊衆男牛
不加一賢唯ゑゑト待一向さ事のもを不用ゑ腰ハ[illegible]
の名人ハ片手ハ名参ゑ[illegible]ゑとまぬる[illegible]
ゑる為ハ[illegible]ハ指ハ力ハ如く強く強くゑ[illegible]
柄腰くゑ若ハ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]
柄身ハの時強ハ[illegible]ハ肝要ハ[illegible]

鍔之事

一 [illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]ハ丹波の赤井忠[illegible]
ハ力を指くハ[illegible]ハ切くハ[illegible]ハ[illegible]
[illegible]くくハ[illegible]ハ力と[illegible]ハ[illegible]
[illegible]ハ[illegible]ハ力と指ハ[illegible]ハ[illegible]
[illegible]くくハ[illegible]ハ切くハ[illegible]
[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]
[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]
[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]
[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]
[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]

[illegible]

一

原[illegible]ふ[illegible]物[illegible]不[illegible]る栗ハ帝目行ニ[illegible]ハ物[illegible]
ゆ[illegible]ハ[illegible]二ツ[illegible]て[illegible]栗[illegible]太[illegible]の[illegible]伐[illegible]
[illegible]目行ハ[illegible]ハ[illegible]
[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]
[illegible]ハ[illegible]
[illegible]

一

小[illegible]山[illegible]栗[illegible]守[illegible]ハ[illegible]目行[illegible]
竹の[illegible]ハ[illegible]入て煮[illegible]目行[illegible]
[illegible]竹[illegible]ハ[illegible]
[illegible]ハ[illegible]
[illegible]ハ[illegible]
[illegible]ハ[illegible]
[illegible]ハ[illegible]
[illegible]ハ[illegible]
[illegible]ハ[illegible]
[illegible]ハ[illegible]
[illegible]ハ[illegible]
[illegible]

是ハ山林ガ教ヘニ之有ル故ニ何事ニ限リ其ノ山林ノ
下ニ少ク成リ成リ成リ居リ其ノ山林ノ樹ヲ度ニ少ク伐
ルヲ以テ用ヒ而ハ其ノ山林ノ利ヲ失ハザル也

鎗之支

一 原美濃守方ニ槍ハ刀ヨリ大ニ成リ敵ヲ仕留ル為
ノ法ニ候ヘバ二尺ヨリ短キハ無之候ヘ共短ク仕
候者ハ突キ申ス故ニ方ハ敵ヲ仕留ル為ニ
先ヲ長ク拵ヘ候ヘ共短ク仕候ハヾ長キ者ニ逢ヒ
ハ敵者ニ逢ヒ候時ニ気ヲ失ヒ候ヘ共
長ク拵ヘ候ハヾ敵ヲ仕留ル為ニ成リ申ス也

一 横田備中守ハ中ヲ長ク拵ヘ
短キヲ好ミ候ヘ共其ノ悟リ有リ
ヲ以テ用ヒ候ハヾ九尺ヲ丈ニ仕テ
先ヲ長ク拵ヘ自然長ク成リ申ス也

かくて備前の国に盛家という人は国中の盗賊害人を法度に
背き申候ものどもを捕へ欲とかたに生を捨て
切捨申候ニ戸二三寸の刀にて相打ち成り短刀通貫
仕申候者の他とおそれ申候ニ生成相手に無事
美濃守海中守殿ニ成候事

長刀之事

山本勘介申候ハ長刀の異なる味あるものにて
是を使ふ者ハ多く分きき可申候ハ長刀ハ用ふる
初め功者なる塚原卜伝と下総国塚原と
云長刀名人武州川越にて法あり長刀

者ハ長寸の長刀と論じ云ふ長刀ハ切
強し脇ハ脇ハ脇ハ切ハ強し
不立ハ切ハ切ハ切ハ
能者ハ能者ハ能者ハ
切ハ右の通ハ切ハ
ハ遠ハ遠ハ遠ハ
あひ間ハ間ハ間ハ
奇特ハ長寸ハ長ハ長川ハ
名人ハ如ハ如ハ
也ハ遠ハ遠ハ

にくき小刀を作る事を嫌ふと不吉なる事なり
まつとものるゝ地一切初の者ふかくして高し
ぎと者とものゝ切り方は太刀打の間二尺八寸遠近切
切くれ方は鍛ふたゝへ四寸の切刀相の二つの後
二段に切ぐるは相の鍛はたゝ去て抜る事を嫌
鍛ふきこゞずゝ兵術一致にして皆同しくれの事
太刀ふくゝ切ゝ切ゝ同ふ八寸切こゞずい長八四寸の小刀
ふくゝ二尺八寸ふくゝ切こゞずさぬだくゝ切りふに名歌物を
四とを去る相ふくゝさもまべし切ぶる者が写て長
らぬこゝ二尺八寸の刀は柄の鍛き法と同然にして八
寸の鍛ふくゝ実抜きて尚の太刀は打ち物こまと
も刀ふくゝ実抜きて尚の太刀は打ち物ふくゝ
有ゝ長さ二尺八寸の太刀と指く法は場へ
長さ四寸二尺八寸のふくゝ法また懐と云てきら
ゝ長刀は元すり一尺半ばいくゝ二つ
は長さ唯一尺刀ゝ切ゝ法と傳ふ云法の家ゝまて
不法ゝ捨ゝ指く物負と法者ゝ指時ゝ二尺四寸程
の刀と指ば然ゝ刀ゝ細ゝ利有ゝ者ゝ何まて
なしゝ

弓之事

一原美濃守殿より弓矢仕る事　付古流の事

一山中勘ノ丞弓懸ち中不申候ハ日置弾正殿の石
人形の事ハ革ハ革ハ鞭ハ持ち様の
細縄ハ巻たる事ハ竹ハ竹の事
射ハ射ハ矢ハ矢ハ指ハ指ハ
射ハ射ハ大ハ大ハ利ハ利ハ
ハ弱ハ弱ハ大ハ大ハ
矢ハ根之事

一多田源兵衛殿より弓矢仕る事　付古流の

細ク長ク根ハ根ハ
ハキ根ハ根ハ
射ハ射ハ大ハ大ハ利ハ利ハ
ハ弱ハ弱ハ大ハ大ハ
一山中勘ノ丞弓懸ち中不申候ハ
沙汰ハ古流ハ
中ハ中ハ
地大ハ大ハ根ハ根ハ矢ハ矢ハ
海ハ海ハ
鉄炮之事

一小幡城中より決死に遠江掛ける者の乃至嘆く死に
時宜寄こ決死の覚悟ハ雨しく扱ひ申す事
一横田傳中当中より山城守中ハ如何なる欲乃ゑき不少く言語の
乃至こ乃至者傳員と決死少く仕を差き事と
少く間少ハ通せぬ事ハ少く掛く古左く夫仕ぎの逆況
拙士士士ハ出合ハ戦場ハ格別事外の事ハ決死少く仕を
答ハ如事ハ少くハ仕ぎ事ハ
右之人ハ流嶋取之仕諸乃至の事聞く仕の不存中ハ
甲君家老仕石此書古人世武成御意業ハ人ハ道乃
業者悪ハ勝負ハ運ハ事ハ一度ハ事ハ何乃如

若輩者ハ古ハ時役ハ立人ハ拙ハ事
甲君ハ鉾鉄ハ基ハ思ハ右ハ人者ハ仕対穿鑿
決ハ拙ハ加禄ハ事諸人ハ事ハ拙ハ若輩ハ
如何ハ仕ハ士大将ハ付書付古見ハ武成穿鑿ハ道
具拙ハ仕者ハ家老ハ不乃ハ夫ハ流儀ハ外
付書ハ人言ハ或時甲君仰ハ大事ハ事ハ
書ハ一巻ハ立ハ巻ハ失ハ後ハ書ハ事
山形三郎兵衛横田十郎兵衛二人ハ写取ハ仕
付二人ハ小字ハ長深会議ハ定ハ時ハ
三郎兵衛方ハ今度ハ年ハ十ハ九ハ討死仕ハ

甲陣営にありし書を諸人写さし年久しく残之

もはや昔一巻にして此書川中嶋の戦も此我か持

伝ふる日々に相果にし後は雖人の手に渡りなん事を嫌ひ

敢ましくは其故を赤穂の黒き名誉の嘆の

業を[illegible]誅人[illegible]用中者出生如此に紀年

人[illegible]津の様に来て可有[illegible]

[illegible]要之外[illegible]武具要説之誌　作付

天正五年三月八日

高坂弾正書置之

武具要説ハ兵法の一得にして武士の利[illegible]

[illegible]貴書[illegible]伝専[illegible]

[illegible]惜哉[illegible]写[illegible]

[illegible]良将[illegible]兵器[illegible]用[illegible]戦[illegible]

年[illegible]新[illegible]を駈[illegible]

両[illegible]中富先生の[illegible]

[illegible]請[illegible]日法[illegible]

[illegible]許[illegible]同[illegible]

藤剛謹誌之

文化十年酉五月中旬

中直道写之